

平成 28 年 9 月 15 日

申請者 スキファノ アドリアン  
論文題名 How the Legal Personality of International Organizations Affects  
the Unity of International Law: On Mutual Relations amongst their  
Respective Legal Orders

審査員 佐藤 哲夫（主査）、森村 進、中西 優美子、川崎 恭治（成城大学）

1 国際組織の国際法人格の研究は、1949年の国際司法裁判所による「損害賠償事件」で示された「国際法の主体であり、国際的権利・義務を有しうる」との言明からあまり発展していない。また国際組織の内部法の研究も、1950年代～60年代に活発に議論されて以降、あまり注目されてきていない。本論文は、国際法人格を切り口として国際組織の固有の法秩序の特徴や国際法秩序との関係などの検討に、豊富な判例資料や先行研究などに基づき、しかも独自の視点から果敢に取り組んだ、300頁におよぶ力作である。

2 本論文の意義および特徴として、次の諸点を挙げるができる。

第1に、国際組織の固有の法秩序を独自の視点から体系的に検討し、従来の議論の深化に重要な貢献をするものと高く評価できる。特に、設立条約などの解釈における強い目的指向性や慣習法の果たす重要な役割などが豊富な判例などを素材として説得的に分析されている。また、国際組織が設立条約の当事者ではないことを踏まえて、設立条約の不十分性を詳細に分析するとともに、任務・機能の概念が果たす中核的な役割とその問題状況についても踏み込んだ分析をしている。さらに、機関の政府代表である構成員は二重の機能（政府代表、機関の構成員）を果たしていることを踏まえて、組織と加盟国の関係は国際法上の関係であり、加盟国は固有法上の主体ではないとの整理をしている点は、独自の理解に基づくものとして興味深い。

第2に、法秩序を分析概念として使用することによって、国際法秩序における国際組織の位置づけにも独自の興味深い検討を加えている。法秩序の同定基準として法主体を認定する規則および法主体間の平等を保証する規則の存在を引き出し、これらを適用することによって、現代国際法秩序から、伝統的な国家間関係・国家と国際組織との関係・国際組織間関係の3つを取り出して国際組織が関わる関係の特徴を分析するが、特に、国家と国際組織との関係における協力義務の分析や国際組織間関係の視点からの国連システムにおける活動調整をめぐる諸問題の検討などが特に示唆に富む。

第3に、以上のような分析を進めるに際して、一方では、国際組織法における任務・機能の概念や国際法における「規則」と対比される「原則」としての規範などといった基本的な概念の意義や働きにも十分な検討を加えていることが、分析に深みを与えている。他方では、分析素材とされる国際組織には国連や専門機関に加えてアセアンなどのアジアの国際組織が含まれていることや、国際司法裁判所に加えて国連・ILO・世銀などの行政裁判所の判決が扱われていることが分析の実証性を担保していると評価できる。

3 もっとも、本論文にはまだ望むべき余地も残っている。例えば、補足的な説明が求められる点（設立条約の内容が国際組織の固有な法秩序にどのようにして取り込まれるのかの説明）や一貫性の欠如とも見える点（設立条約の積極的規定の効果を否定する一方で、否定的規定の効果を承認する点）などが散見される。しかしこれらは、本論文が独自の視点からの取組であることに鑑みれば、決して本論文の全体的価値を損なうものではなく、今後の研究の進展による補足に期待すべきものであろう。

4 以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者スキファノ アドリアン氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。